

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体所在地

フリガナ
団体名称

フリガナ
代表者氏名 ㊦

代表者生年月日 年 月 日

専門家団体登録申請書

名古屋市分譲マンション専門家派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、マンションの管理に関する専門家団体の登録を申請します。

なお、申請にあたっては、次の事項を遵守することを誓約します。また、代表者氏名を一般に公開（ホームページへの掲載を含む）することに同意します。

- (1) 要綱第11条第1項第2号に規定する専門家名簿（様式第9号）に記載の専門家（以下「名簿記載の専門家」という。）に同第9条の遵守事項を遵守させるとともに、当該専門家の氏名及び連絡先を申請者に通知することの同意を得ています。
- (2) 本事業を十分理解し、専門家団体として責任ある行動をとります。
- (3) 営業及び勧誘行為並びに不必要な改修をあおることを行いません。
- (4) 派遣事業に関して管理組合等から謝礼又は金品の供与を受けません。
- (5) 派遣した専門家が派遣実施時に申請者等との間で紛争を起こした場合には、団体の責任において誠意を持って対応します。
- (6) 本事業で知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用しません。登録期間終了後も同様とします。
- (7) 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他関係法令を遵守します。

記

(添付書類)

- 1 専門家団体概要書（様式第8号）
- 2 専門家名簿（様式第9号）
- 3 名簿記載の専門家が要綱第3条第1項に規定する者であることを証する書類
（マンション管理士登録証等の写し）
- 4 定款又は会則

(注) 団体代表者又は名簿記載の専門家が、要綱第10条第2項第3号の規定に該当する者であるときは、専門家団体の登録を行いません。また、登録決定後にその旨が判明したときは、登録決定を取り消します。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書及び専門家名簿に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。